

令和 7 年度保育所等指導検査等実施方針

1 基本方針

豊島区は、平成 26 年に指摘された「消滅可能性都市」からのまちづくり対策の一環から、これまで子育て施策を強力に推し進めてきた。結果、令和 2 年度からは引き続き待機児童ゼロを維持している。令和 5 年 2 月には児童相談所設置市へと移行し、児童福祉法に基づく認可保育所や認可外保育施設等に対する指導検査等の法的権限が東京都から移管されている。こうした中で、令和 7 年 4 月からスタートした新たな基本構想においては、「子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち」を掲げ、安心して子どもを産み育てるための施策の更なる強化をうたっている。保育施設等に対する指導検査等の取組は、これまで以上に一層重要なものとなっている。

令和 7 年度からは、認可外保育施設のうち特定子ども・子育て支援施設等に対し、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)の周知徹底と施設等利用費の支給における不正防止も求められている。

以上を踏まえ、私立認可保育所及び地域型保育事業に対する一般指導検査、並びに認可外保育施設に対する立入調査及び特定子ども・子育て支援施設等に対する指導(以下「一般指導検査等」という。)を通じて、児童福祉行政の適正な実施を確認し、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、速やかに特別指導検査または特別立入調査又は監査(以下「特別指導検査等」という。)を実施する。東京都とは引き続き必要な連携を続け、一般指導検査等及び特別指導検査等(以下「指導検査等」という。)の効率的な実施により、もって適切な保育の提供と保育の質の向上及び安全確保に取り組んでいくこととする。

2 一般指導検査等の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格等の要件を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置(研修及び訓練等)の実施、消防計画に基づく避難・消火訓練及び救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成、保育の展開、内容等の評価、改善がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー疾患を有する児童や配慮を必要とする児童等、一人一人の児童の心身の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び中、園外保育時、送迎時等、保育中の事故防止のために、施設内外の安全点検に努め、安全対策が行われているか。
- (エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

(主に私立認可保育所、地域型保育事業)

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- (エ) 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。
- (オ) 計算書類、会計帳簿等を適切に整備保管しているか。
- (カ) 利用者負担額(保育料)等の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を保護者に交付しているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

(認証保育所)

- エ 保育料の徴収額が実施要項に定める限度額を超えていないか。

※ 特定子ども・子育て支援施設等への指導においては、各施設の指導検査基準に照らし、以上の項目の中から適用可能なものを重点項目として確認する。

3 特別指導検査等の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

利用児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

- ア 私立認可保育所
- イ 地域型保育事業
- ウ 認可外保育施設(東京都認証保育所含む)

(2) 実施形態

ア 集団指導

(ア) 実施方法

保育の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の支給要件が満たされているか、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した保育施設等には、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努める。

(イ) 実施単位

私立認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設(令和5年1月17日付4豊子保発第6857号「豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱実施細目」(以下「認可外要綱実施細目」という。))に定める居宅訪問型保育事業及び認可外保育施設のうち特定子ども・子育て支援施設等(以下「保育所等」という。)を対象に、原則として年1回実施する。

(ウ) 実施通知

あらかじめ保育所等に集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を通知する。

イ 一般指導検査等

「豊島区保育所等指導検査実施要綱」(令和5年4月1日子ども家庭部長決定)、「豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱」(令和5年1月16日子ども家庭部長決定)、認可外要綱実施細目又は「豊島区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導及び監査実施要綱」(令和7年3月25日子ども家庭部長決定)(以下「要綱等」という。)に基づき実施する。

(ア) 実施方法

施設ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

原則として施設単位で実施する。

(ウ) 実施体制

原則として職員2名以上の検査員により実施する。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

要綱等の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象については、原則として、年度当初に決定する。

ウ 特別指導検査等

要綱等に基づき実施する。

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

原則として施設単位で実施する。

(ウ) 実施体制

原則として副参事以上の職にあるものを長とする検査員3名以上で実施する。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

要綱等の規定に基づき通知する。

(オ) 対象

- ① 関係法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、保育所等の運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- ② 一般指導検査等により指導等を行った事項について、改善が認められないとき。
- ③ 正当な理由がなく、一般指導検査等を拒否したとき。

(3) 選定方針

ア 選定対象

原則として、令和7年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査等の対象とする。

イ 選定方法

- (ア) 前回の指導検査等から一定の期間を経過した施設
- (イ) 過去の指導検査等において、指導事項の改善が図られていない施設
- (ウ) 苦情、情報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (エ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

(4) 不測の事態が生じた場合には、実施計画を変更することがある。

5 関係団体への情報提供

施設、事業所等が、法令等に違反し、又は運営が著しく適正を欠くために、保育所等の経営に著しく支障を及ぼしている場合や、そのおそれがある場合は、指導検査等の結果を東京都及び関係部署に提供することにより、情報の共有化及び指導検査等の効率化を図る。

6 関係団体等との連携

区が所轄庁である社会福祉法人が運営する保育所等の指導検査等については、当該所管部署が行う当該社会福祉法人に対する指導監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。また、当該社会福祉法人及び同法人が運営する施設の指導監査又は指導検査等の結果等については、相互に必要な情報の交換を行う。